

官報

号外

昭和六十年五月十七日

○第百二回 衆議院會議録 第二十八号

昭和六十年五月十七日(金曜日)

議事日程 第二十三号

昭和六十年五月十七日

午後一時開議

- 第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案外二案

午後一時八分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

日程第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案、日程第二、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、日程第三、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長(報告を求めます。社会労働委員長戸井田三郎君。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔戸井田三郎君登壇〕

○戸井田三郎君 ただいま議題となりました三法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近における労働力需給の著しい変化に対応するため、労働者派遣事業の制度を創設して、その適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、労働者派遣事業とは、自己の雇用する労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることを業として行うことをいうものとし、派遣労働者が常用雇用労働者のみであるものを特定労働者派遣事業といい、これを届け出制とし、それ以外のものを一般労働者派遣事業といい、これを許可制とするものとする。

第二に、労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務等を除き、専門的な知識、技術、経験を必要とする業務及び特別の雇用管理を必要とする業務のうち、中央職業安定審議会の意見を聞いて政令で定める業務に限って行うことができるものとする。

第三に、労働大臣は、派遣元事業主が、この法律または職業安定法に違反したとき等には、許可の取り消し、事業の廃止または停止を命ずることができるものとする。

第四に、労働者派遣契約には、派遣労働者の具体的な就業条件等を定めることとするとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として労働者派遣契約を解除してはならないものとする。

第五に、派遣元事業主及び派遣先は、それぞれ

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案外二案 道路交通法の一部を改正する法律案 九四八

その主な内容は、
第一に、自動車の運転者は、座席ベルトを着着せずまたは助手席同乗者に座席ベルトを着着させ

ないで運転してはならないこととあります。

また、原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで運転してはならないこととしております。

第二は、原動機付自転車の右折方法についてであります。

現在は自動車と同様の方法によっておりますが、今後は三車線以上の道路等においては自転車と同様の方法で右折させようとするものであります。

第三は、違法駐車車両等に関する規定の整備であります。

違法駐車車両の移動保管後、所有者が不明である場合には、保管の公示後三カ月で、保管に相当な費用を要するときは車両を売却して代金を保管することができるとし、公示後六カ月をもって、その所有権を都道府県に帰属させる等所要の措置を講じたこととあります。

本案は、去る三月五日本院に提出され、同月二十六日日本委員会に付託され、四月十七日古屋内閣大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十四日地方行政委員会と連合審査会を開くなど慎重に審査を行い、五月十五日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和六十年五月十七日 衆議院会議録第二十八号

道路交通法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

九四九

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席閣僚大臣

労働大臣 山口 敏夫君
国務大臣 古屋 亨君

○朗読を省略した議長報告

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(政府委員退任)

一、去る十四日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前 の官職名	氏 名	異動後 の官職名	異 動
総務庁長 官官房長	門田 英郎	総務事務 次官	異動

(政府委員解任)

一、去る十四日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、同日(総務庁恩給局長)藤江弘一の第百二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十四日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

総務庁長官官房長 藤江 弘一
兼総務庁恩給局長

(政府委員任命)

一、去る十四日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、十四日議長において承認した藤江弘一を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十五日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 林 大幹君(理事森下元晴君去る十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任	補欠
小澤 克介君	入木 昇君
八木 昇君	小澤 克介君

外務委員

辞任	補欠
石川 要三君	塚原 俊平君
町村 信孝君	中川 昭一君
八木 昇君	岡田 利春君
大久保直彦君	吉浦 忠治君
塚原 俊平君	石川 要三君
中川 昭一君	町村 信孝君
岡田 利春君	八木 昇君
吉浦 忠治君	大久保直彦君

農林水産委員

辞任	補欠
吉浦 忠治君	大久保直彦君
大久保直彦君	吉浦 忠治君

議院運営委員

辞任	補欠
桜井 新君	糸山英太郎君
糸山英太郎君	桜井 新君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
池田 行彦君	中野 四郎君
鍵田忠三郎君	小沢 辰男君
小沢 辰男君	鍵田忠三郎君
中野 四郎君	池田 行彦君

社会労働委員

辞任	補欠
小沢 辰男君	島村 宜伸君
中野 四郎君	林 大幹君
島村 宜伸君	小沢 辰男君
大幹君	中野 四郎君

農林水産委員

辞任	補欠
松田 九郎君	大島 理森君
日野 市朗君	竹内 猛君
大島 理森君	松田 九郎君
竹内 猛君	日野 市朗君

大蔵委員

辞任	補欠
玉置 一弥君	塚本 三郎君
塚本 三郎君	玉置 一弥君

決算委員

辞任	補欠
塚本 三郎君	滝沢 幸助君
滝沢 幸助君	塚本 三郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任	補欠
田邊 國男君	森 清君
森 清君	田邊 國男君

交通安全対策特別委員

辞任	補欠
石川 要三君	仲村 正治君

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

九五〇

野上 徹君 中川 昭一君
林 大幹君 糸山英太郎君
網岡 雄君 天野 等君
糸山英太郎君 林 大幹君
中川 昭一君 野上 徹君
仲村 正治君 石川 要三君
天野 等君 網岡 雄君

(議案送付)
一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問主意書(玉置和郎君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

カモシカに関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和六十年三月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲(第四条)

第一款 一般労働者派遣事業(第五条—第十五条)

第二款 特定労働者派遣事業(第十六条—第二十一条)

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約(第二十六条—第二十九条)

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等(第三十条—第三十三条)

第三節 派遣先の講ずべき措置等(第三十四条—第三十六条)

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等(第四十条—第四十二条)

第五章 罰則(第四十八条—第六十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)と相まつて労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいひ、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

(船員に対する適用除外)

第三条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲

第四条 労働者派遣事業は、港湾運送業務(港湾労働法(昭和四十年法律第二十号)第二条第四号に規定する港湾運送の業務をいう。)、建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務をいう。)、その他その業務の実施の適正を確保するために必要として行つた労働者派遣(以下この項及び次節において単に「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事させることができるようにすることが適当でない認められる業務として政令で定める業務以外の業務のうち、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、労働力の需要及び供給の迅速かつ的確な結合を図るためには、労働者派遣により派遣労働者に従事させることがで

きるようにする必要があるものとして政令で定める業務(以下「適用対象業務」という。)につき、次節に定めるところにより、行うことができる。

一 その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

二 その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

労働大臣は、適用対象業務について前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

三 何人も、適用対象業務以外の業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

第二節 事業の許可等

第一款 一般労働者派遣事業

第五条 適用対象業務について一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員(氏名及び住所)

三 事業所の名称及び所在地

四 事業対象業務(労働者派遣により当該事業の派遣労働者に従事させる業務をいう。以下同じ。の種類

五 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

前項の申請書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見

を聴かなければならない。

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

三 第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の基準等)

第七条 労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業の実施が、当該事業対象業務に係る労働力の需給の適正な調整の促進のために必要であり、かつ、適切であること。

二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

三 前号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可証)

第八条 労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第九条 第五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な業務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第十条 第五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間(満了後引き続き当該許可に係る一般労働者派遣事業を行おうとする者は、労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない)。

3 労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して三年とする。

5 第五条第二項及び第三項、第六条(第三号を除く。)並びに第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(事業対象業務の種類等の変更等)

第十一条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「一般派遣元事業主」という。)は、同条第二項各号に掲げる事項のうち事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、事業所の所在地の変更であつて労働省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 第五条第二項及び第三項、第六条(第三号を除く。)並びに第七条の規定は、前項の許可について準用する。

3 一般派遣元事業主は、第一項ただし書の労働省令で定める軽微な変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 一般派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(氏名等の変更等)

第十二条 一般派遣元事業主は、第五条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業の廃止)

第十三条 一般派遣元事業主は、当該一般労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

第十四条 労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律(第三章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づき命令若しくは処分違反したとき。

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第五条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第十四条 労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律(第三章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づき命令若しくは処分違反したとき。

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第十五条 一般派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に一般労働者派遣事業を行わせてはならない。

第二款 特定労働者派遣事業(特定労働者派遣事業の届出)

第十六条 適用対象業務について特定労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(事業開始の欠格事由)

第十七条 第六条各号のいずれかに該当する者は、新たに特定労働者派遣事業の事業所を設けて当該特定労働者派遣事業を行つてはならない。

(書類の備付け等)

第十八条 第十六条第一項の規定により届出書を提出した者(以下「特定派遣元事業主」という。)

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

九五二

は、当該届出書を提出した旨その他労働省令で定める事項を記載した書類を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(変更の届出)

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、事業所の所在地の変更であつて労働省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

特定派遣元事業主は、自己の名称をもつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

2 特定派遣元事業主は、前項ただし書の労働省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち第五号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

第三節 補則

(事業報告)

第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、労働省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

第二十四条 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)(第二十三条に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。))と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは、「事業所に、労働者派遣法第二十一条に規定する労働者派遣(以下単に「労働者派遣」という。)(当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際現に当該事業所に、労働者派遣をしていられる場合に、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。を)してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは、「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に対して、求職者を紹介してはならない」とあるのは、「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に、労働者派遣(当該通報の際現に当該事業所に、労働者派遣をしていられる場合に、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。を)してはならない」と。

(職業安定法第二十条の準用)

第二十五条 労働大臣は、労働者派遣事業に係るこの法律の規定の運用に当たっては、労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を考慮するとともに、労働者派遣事業による労働力の需給の調整が職業安定法に定める他の労働力の需給の調整に関する制度に基づくものとの調和の下に行われるように配慮しなければならない。

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約

(契約の内容等)

第二十六条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨を明示しなければならない。

(契約の解除等)

第二十七条 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならない。

第二十八条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。第三十一条において同じ。)に違反した場合においては、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができる。

第二十九条 労働者派遣契約の解除は、将来にわたつてのみその効力を生ずる。

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等

(派遣労働者等の福祉の増進)

第三十条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第三十一条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者(第四節を除き、以下「派遣先」という。)がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させる

2 労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(第三章第四節の規定を除く。若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該

特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二條 特定派遣元事業主は、自己の名称をもつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、事業所の所在地の変更であつて労働省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 特定派遣元事業主は、前項ただし書の労働省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち第五号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第二十条 特定派遣元事業主は、当該特定労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(事業廃止命令等)

第二十一条 労働大臣は、特定派遣元事業主が第六各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合に、あつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時同条第三号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(第三章第四節の規定を除く。若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該

特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二條 特定派遣元事業主は、自己の名称をもつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、事業所の所在地の変更であつて労働省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 特定派遣元事業主は、前項ただし書の労働省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち第五号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第二十条 特定派遣元事業主は、当該特定労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(事業廃止命令等)

第二十一条 労働大臣は、特定派遣元事業主が第六各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合に、あつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時同条第三号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(第三章第四節の規定を除く。若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該

特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二條 特定派遣元事業主は、自己の名称をもつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、事業所の所在地の変更であつて労働省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 特定派遣元事業主は、前項ただし書の労働省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち第五号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第二十条 特定派遣元事業主は、当該特定労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(事業廃止命令等)

第二十一条 労働大臣は、特定派遣元事業主が第六各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合に、あつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時同条第三号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

に当たつて当該派遣就業に關しこの法律又は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがないようにその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(派遣労働者であることの明示等)

第三十二条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇入れた労働者及び労働協約又は就業規則において労働者派遣の対象となる旨の定めのある労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としてしようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならない。

(派遣労働者に係る雇用の制限の禁止)

第三十三条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者との間で、正当な理由がなく、その者に係る派遣先である者(派遣先となつた者を含む。次項において同じ。)又は派遣先となることとなる者に当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る派遣先である者又は派遣先となつた者とする者との間で、正当な理由がなく、その者が当該派遣労働者を当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用することを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

(就業条件の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その旨及び第二十六条第一項各号に掲げる事項その他労働省令で定める事項であ

つて当該派遣労働者に係るものを明示しなければならない。

(派遣先の通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名その他労働省令で定める事項を派遣先に通知しなければならない。

(派遣元責任者)

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に關し次に掲げる事項を行わせるため、労働省令で定めるところにより、第六号第一号から第三号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 第三十二条、前二条及び次条に定める事項に關すること。

二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に當ること。

四 当該派遣先との連絡調整に關すること。

(派遣元管理台帳)

第三十七条 派遣元事業主は、労働省令で定めるところにより、派遣就業に關し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣先の氏名又は名称

二 事業所の所在地その他派遣就業の場所

三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

四 始業及び終業の時刻

五 従事する業務の種類

六 その他労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

(準用)

第三十八条 第三十三条及び第三十四条の規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準用する。この場合において、第三

十三条中「派遣先」とあるのは、「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替へるものとす。

第三節 派遣先の講すべき措置等

(労働者派遣契約に關する措置)

第三十九条 派遣先は、第二十六条第一項各号に掲げる事項その他労働省令で定める事項に關する労働者派遣契約の定めと反することのないよう適切な措置を講じなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第四十条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から申出を受けた苦情の的確な処理その他当該派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(派遣元責任者)

第四十一条 派遣先は、派遣就業に關し次に掲げる事項を行わせるため、労働省令で定めるところにより、派遣元責任者を選任しなければならない。

一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。

イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)

ロ 当該派遣労働者に係る第三十九条に規定する労働者派遣契約の定め

ハ 当該派遣労働者に係る第三十五条の規定による通知

二 次条に定める事項に關すること。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に當ること。

四 当該派遣元事業主との連絡調整に關すること。

(派遣元管理台帳)

第四十二条 派遣先は、労働省令で定めるところにより、派遣就業に關し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣元事業主の氏名又は名称

二 派遣就業をした日

三 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間

四 従事した業務の種類

五 その他労働省令で定める事項

2 派遣先は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

3 派遣先は、労働省令で定めるところにより、第一項各号第一号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(準用)

第四十三条 第三十九条の規定は、労働者派遣の役務の提供を受ける者であつて派遣先以外のものについて準用する。

第四節 労働基準法等の適用に關する特例

(労働基準法の適用に關する特例)

第四十四条 労働基準法昭和二十二年法律第四十九号)第八号各号のいずれかに該当する事業又は事務所(以下この節において単に「事業」という。)の事業主(以下この条において単に「事業主」という。)に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されている同法第九条に規定する労働者であつて、当該他の事業主(以下この条において「派遣先の事業主」という。)に雇用されていないもの(以下この節において「派遣中の労働者」という。)の派遣就業に關しては、当該派遣中の労働者が派遣されている事業(以下この節において「派遣先の事業」という。)もまた、派遣中の労働者を使用する同法第十条の事業とみなして、同法第三、第五、第六、第六十九、七十条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

2 派遣中の労働者の派遣就業に關しては、派遣先の事業のみを、派遣中の労働者を使用する労働

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

九五四

労働基準法第十条の事業とみなして、同法第七
条、第三十二条から第三十六条まで、第四十
条、第四十一条、第六十条から第六十三条ま
で、第六十四条の二から第六十四条の五まで及
び第六十六条から第六十八条までの規定並びに
当該規定に基づいて発する命令の規定（これら
の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。
この場合において、同法第三十二条第二項中
「就業規則その他により」とあるのは「労働者派
遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就
業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣
法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣
元の使用（以下単に「派遣元の使用」とい
う。）が、就業規則その他により」と、同法第三
十六条中「当該事業場に、労働者の過半数で組
織する労働組合がある場合においてはその労働
組合、労働者の過半数で組織する労働組合がな
い場合においては労働者の過半数を代表する者
との書面による協定をし、これを行政官庁に届
け出した場合」とあるのは「派遣元の使用が、当
該派遣元の事業（労働者派遣法第四十四条第三
項に規定する派遣元の事業をいう。）の事業場
に、労働者の過半数で組織する労働組合がある
場合においてはその労働組合、労働者の過半数
で組織する労働組合がない場合においては労働
者の過半数を代表する者との書面による協定を
し、及びこれを行政官庁に届け出した場合」とす
る。

3 労働者派遣をする事業主の事業（以下この節
において「派遣元の事業」という。）の労働基準法
第十条に規定する使用者（以下この条において
「派遣元の使用」という。）は、労働者派遣をす
る場合であつて、前項の規定により当該労働者
派遣の役務の提供を受ける事業主の事業の同条
に規定する使用者とみなされることとなる者が
当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める
派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る
派遣労働者を労働させたならば、同項の規定に

より適用される同法第三十二条、第三十四条、
第三十五条、第三十六条ただし書、第四十条、
第六十条第二項若しくは第三項、第六十一条か
ら第六十三条まで若しくは第六十四条の二から
第六十四条の五までの規定又はこれらの規定に
基づいて発する命令の規定（次項において「労働
基準法令の規定」という。）に抵触することとな
るときにおいては、当該労働者派遣をしてはな
らない。

4 派遣元の使用が前項の規定に違反したとき
（当該労働者派遣に係る派遣中の労働者に關し
第二項の規定により当該派遣先の事業の労働基
準法第十条に規定する使用者とみなされる者に
おいて当該労働基準法令の規定に抵触すること
となつたときに限る。）は、当該派遣元の使用
者は当該労働基準法令の規定に違反したものと
みなして、同法第一百八条、第一百九条及び第
百二十一条の規定を適用する。

5 前各項の規定による労働基準法の特例につ
いては、同法第百条第一項中「この法律」とある
のは「この法律及び労働者派遣事業の適正な運営
の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関
する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四
十四条の規定」と、同法第三項及び第四項並び
に同法第百条の二第一項及び第三項並びに第百
十條中「この法律」とあるのは「この法律及び労働
者派遣法第四十四条の規定」と、同法第百一条
第一項中「使用者」とあるのは「使用者（労働者派
遣法第四十四条第一項又は第二項の規定により
規定する使用者とみなされる者（以下「派遣先
の使用」という。）を含む。）」と、同法第百二條中
「この法律違反の罪」とあるのは「この法律（労働
者派遣法第四十四条の規定により適用される場
合を含む。）の違反の罪（同法第四項の規定によ
る第百十八條、第百十九條及び第百二十一條の
罪を含む。）」と、同法第百四條第一項中「この法
律又はこの法律に基づいて発する命令」とあるの

は「この法律若しくはこの法律に基づいて発する
命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定に
より適用される場合を含む。）又は同法第三項の
規定」と、同法第二項並びに同法第百五條の二、
第百六條第一項、第百九條及び第百十條中「使
用者」とあるのは「使用者（派遣先の使用を含
む。）」と、同法第百六條第一項中「この法律及び
この法律に基づいて発する命令の要旨並びに就業
規則」とあるのは「この法律（労働者派遣法第
四十四條の規定を含む。以下この項において同
じ。）及びこの法律に基づいて発する命令の要旨
並びに就業規則（派遣先の使用にあつては、
この法律及びこの法律に基づいて発する命令の
要旨）」と、同法第百二十二條中「この法律及び
この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法
律及びこの法律に基づいて発する命令の規定（労働
者派遣法第四十四條の規定により適用され
る場合を含む。）並びに同法第三項の規定」と
して、これらの規定（これらの規定に係る罰則
の規定を含む。）を適用する。

6 この条の規定により労働基準法及び同法に基
づいて発する命令の規定を適用する場合におけ
る技術的調整その他の必要な事項は、命令で定
める。
（労働安全衛生法の適用に関する特例等）
第四十五条 労働者がその事業における派遣就業
のために派遣されている派遣先の事業に關して
は、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣
中の労働者を使用する事業主（労働安全衛生法
（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に
規定する事業主をいう。以下この条において同
じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事
業を行う者にもまた使用される労働者とみな
して、同法第三条第一項、第四条、第十条、第
十二条、第十三条、第十八条、第五十九條第二
項、第六十二條、第六十六條第七項及び第七十
條の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含
む。）を適用する。この場合において、同法第十

条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは
「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正
な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備
等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）
第四十五条第三項の規定により適用される場合
を含む。）」、「次の業務」とあるのは「次の業務
（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派
遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」とい
う。）に關しては、第二号の業務（第五十九條第
三項に規定する安全又は衛生のための特別の教
育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六
條第一項の規定による健康診断（同法第二項後
段の規定による健康診断であつて労働者令で定
めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同法
第四項の規定による健康診断並びにこれらの健
康診断に係る同法第五項ただし書の規定による
健康診断に係るものに限る。）及び第五号の業務
（労働者令で定めるものに限る。）を除く。第十
二條第一項において「派遣先安全衛生管理業務
」という。）」と、同法第十二條第一項中「第十條第
一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管
理業務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは
「第二十五条の二第二項（労働者派遣法第四十
五條第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第十三條中「健康管理その他の労働
者令で定める事項」とあるのは「健康管理その
他の労働者令で定める事項（派遣中の労働者に
關しては、当該事項のうち労働者令で定めるもの
を除く。）」と、同法第十八條第一項中「次の事
項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に關
しては、当該事項のうち労働者令で定めるもの
を除く。）」とする。

2 その事業に使用する労働者が派遣先の事業に
おける派遣就業のために派遣されている派遣元
の事業に關する労働安全衛生法第十條第一項、
第十二條第一項、第十三條及び第十八條第一項
の規定の適用については、同法第十條第一項中
「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣事

業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)(第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者以下単に「派遣中の労働者」という。)(に關しては、労働者派遣法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定により労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者がその選任する総括安全衛生管理者に統括管理させる業務を除く。第十二条第一項において「派遣元安全衛生管理業務」という。)(と、同法第十二条第一項中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣元安全衛生管理業務」と、同法第十三条中「健康管理その他の労働省令で定める事項」とあるのは「健康管理その他の労働省令で定める事項(派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち労働省令で定めるものに限る。)(と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項(派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち労働省令で定めるものに限る。)(とする。

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に關しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の二まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十九条から第三十条の二まで、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項並びに第三十条の二第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。)(、第四十五条(第二項を除く。)(、第五十七条の二から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項前段及び後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(派遣中の労働者を含む。)(に係る部分に限る。以下この条において同じ。)(、第三項、

第四項(同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)(、第五項(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)(並びに第六項(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)(、第六十八條、第六十九條、第九章第一節、第八十八條並びに第八十九條の規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)(を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)(第四十五条の規定により適用される場合を含む。)(又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)(又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第八十八條第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)(とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者に關しては、労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者」として、同項の規定を適用する。

5 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に關する第三項前段に掲げる規定及び労働安全衛生法第四十五条第二項の規定の適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業の事業者を使用されないものとみなす。

6 派遣元の事業の事業者は、労働者派遣をする場合であつて、第三項の規定によりその事業における当該派遣就業のために派遣される労働者を使用する事業者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される労働安全衛生法第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十八條又は第六十九條の規定(次項において単に「労働安全衛生法の規定」という。)(に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

7 派遣元の事業の事業者が前項の規定に違反したとき(当該労働者派遣に係る派遣中の労働者に關し第三項の規定により当該派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者において当該労働安全衛生法の規定に抵触することとなつたときに限る。)(は、当該派遣元の事業の事業者は当該労働安全衛生法の規定に違反したものとみなして、同法第一百九條及び第二百二十二條の規定を適用する。

8 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に關しては、労働安全衛生法第五條第一項中「事業者」とあるのは「事業者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)(第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者以下「派遣先の事業者」という。)(を含む。)(と、同条第四

項中「当該事業の事業者」とあるのは「当該事業の事業者又は労働者派遣法第四十五条の規定により当該事業の事業者とみなされる者」と、「当該代表者のみが使用する」とあるのは「当該代表者が使用し、かつ、当該事業の事業者(派遣先の事業者を含む。)(のうち当該代表者以外の者が使用しない」と、「この法律」とあるのは「この法律(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)(と、同法第十六條第一項中「第十五條第一項又は第三項」とあるのは「労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される第十五條第一項又は第三項」と、同法第十九條及び同条第四項において準用する同法第十七條第四項中「事業者」とあるのは「派遣先の事業者」と、同法第十九條第一項中「第十七條及び前条」とあるのは「労働者派遣法第四十五条の規定により適用される第十七條及び前条」と、同条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する同法第十七條第四項及び第五項中「労働者」とあるのは「労働者(派遣中の労働者を含む。)(として、これらの規定を適用する。

9 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に關する労働安全衛生法第十九條第一項の規定の適用については、同項中「第十七條及び前条」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条の規定により適用される第十七條及び前条」とする。

10 第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者(第八項の規定により読み替えて適用される労働安全衛生法第五條第四項の規定により当該者とみなされる者を含む。)(は、当該派遣中の労働者に対し第三項の規定により適用される同法第六十六條第二項、第三項若しくは第四項の規定による健康診断を行つたとき、又は当該派遣中の労働者から同条第五項ただし書の規定による健康診断の結果を証

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

九五六

11 前項の規定により同項の書面の送付を受けた派遣元の事業の事業者は、労働省令で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

12 前二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

13 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、同項の罰金刑を科する。

14 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九十条中「事業者」とあるのは「事業者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者)以下「派遣先の事業者」という。)を含む。以下この条において同じ。」、同法第二十八條第四項、第三十二條第一項から第三項まで、第三十三條第一項、第三十四條、第六十三條、第九十三條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第九十七條第二項、第九十八條第一項、第九十九條第一項、第百條から第百二條まで、第百三條第一項、第百六條第一項及び第百八條の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者(派遣先の事業者を含む。」、同法第三十一條第一項中の「労働者」とあるのは「労働者(労働者派遣法第四十四條第一項に規定する派遣中の労働者(以下「派遣中の労働者」という。))を含む。」、同法第三十二條第三項から第五項までの規定中「労働者」とあるのは「労働者(派遣中の労働者を含む。)」と、同法第九十條、第九十一條第一項及び第百條中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十五條の規定」と、同法第九十二條中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。に違反する罪(同条第七項の規定による第百十九條及び第百二十二條の罪を含む。並びに労働者派遣法第四十五條第十二項及び第十三項の罪」と、同法第九十七條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第九十八條第一項中「第三十四條の規定」とあるのは「第三十四條の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第一百條中「この法律」とあるのは「この法律(労働者派遣法第四十五條の規定を含む。)」と、同法第一百三條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定を除く。)」と、同法第一百三條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「(第二章の規定を除く。及び労働者派遣法第四十五條の規定として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。))を適用する。」

15 第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又は第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反した者に課する同法の規定の適用については、同法第四十六條第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。第四十五條の規定により適用される場合を含む。又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十一條第二項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十四條の三第二項第一号中「第四十五條第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五條第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらに規定に基づく命令」と、同法第五十六條第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに規定に基づく命令」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。)、これらの規定に基づく処分又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十四條第二項第二号、第七十五條の三第二項第三号及び第八十四條第二項第二号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十五條の四第二項及び第七十五條の五第四項中「この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。)、これらの規定に基づく

正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。第四十五條の規定により適用される場合を含む。又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十一條第二項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十四條の三第二項第一号中「第四十五條第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは「第四十五條第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらに規定に基づく命令」と、同法第五十六條第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに規定に基づく命令」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十四條第二項第二号、第七十五條の三第二項第三号及び第八十四條第二項第二号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第七十五條の四第二項及び第七十五條の五第四項中「この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。)、これらの規定に基づく

16 この条の規定により労働安全衛生法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

(じん肺法の適用に関する特例等)

第四十六條 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業で、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第二條第一項第三号に規定する粉じん作業(以下この条において単に「粉じん作業」という。))に係るものに關しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者(当該派遣先の事業において、常時粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作業に従事したことのある者に限る。以下第四項まで及び第七項において同じ。))を使用する同法第二條第一項第五号に規定する事業者(以下この条において単に「事業者」という。)、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、同法第五條から第九條の二まで、第十一條から第十四條まで、第十五條第三項、第十六條から第十七條まで及び第三十五條の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。))を適用する。この場合において、同法第九條の二第一項中「離職」とあるのは「離職(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。第四十六條第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る労働者派遣法第二條第

一号に規定する労働者派遣の役務の提供の終了。以下この項において同じ。」と、同法第三十五條の二中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六條の規定を含む）」とする。

2 その事業に使用する労働者が派遣先の事業（粉じん作業に係るものに限る。）における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業（粉じん作業に係るものに限る。）に関する前項前段に掲げる規定の適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業の事業者に使用されないものとみなす。

3 第一項の規定によりじん肺法の規定を適用する場合においては、同法第十條中「事業者は、じん肺健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四條第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）を行う者が同法第四十六條第一項に規定する派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の」とあるのは「同法第四十四條第三項に規定する派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の、派遣先の事業を行う者にあつては同法第二項の」として、同條の規定を適用する。

4 粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、当該派遣元の事業を行う者（事業者に該当する者を除く。次項及び第六項において同じ。）を事業者と、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、じん肺法第二十條の二から第二十一条まで及び第二十二條の二の規定（同法第二十一條の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

5 粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣元の事業を行う者を事業者とみなして、じん肺法第二十二條の規定（同條の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

6 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことがある労働者であつて現に派遣元の事業を行う者に雇用されるものうち、常時粉じん作業に従事する労働者以外の者（当該派遣先の事業において現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者を除く。）については、当該派遣元の事業を行う者を事業者とみなして、じん肺法第八條から第十四條まで、第十五條第三項、第十六條から第十七條まで、第二十條の二、第二十二條の二及び第三十五條の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十條中「事業者は、じん肺健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第三項に規定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行う者が同法第四十六條第一項に規定する派遣中の労働者又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四條第一項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六條第二項の」と、同法第三十五條の二中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六條の規定を含む）」とする。

7 第一項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、当該派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたとき又は同項の規定により適用されるじん肺法第十一條ただし書の規定により当該派遣中の労働者からじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面の提出を受けたときにあつては、労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者に係る同項の規定により適用される同法第十七條第三項の規定により作成した記録に基づいて当該じん肺健康診断の結果を記載した書面を作成し、第一項の規定により適用される同法第十四條第一項（同法第十五條第三項、第十六條第二項及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときにあつては、労働省令で定めるところにより、当該通知の内容を記載した書面を作成し、遅滞なく、当該派遣元の事業を行う者に送付しなければならない。

8 前項の規定により同項の書面の送付を受けた派遣元の事業を行う者は、労働省令で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

9 派遣元の事業を行う者は、粉じん作業に係る事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者で常時粉じん作業に従事するもの（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された労働者を除く。）が労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の健康診断（当該派遣先の事業を行う者の行うものを除く。）において、じん肺法第二條第一項第一号に規定するじん肺（以下単に「じん肺」という。）の所見があり、又はじん肺にかかつている疑いがあると診断されたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先の事業を行う者に通知しなければならない。

10 前三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

12 前各項の規定によるじん肺法の特例について

は、同法第三十二條第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十六條の規定により事業者とみなされた者を含む。第四十三條の二第二項及び第四十四條において「事業者等」という。）と、同法第三十九條第二項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六條の規定により適用される場合を含む。）と、同法第三項中「第二十一條第四項」とあるのは「第二十一條第四項（労働者派遣法第四十六條の規定により適用される場合を含む。）と、同法第四十條第一項中「粉じん作業を行う事業場」とあるのは「粉じん作業を行う事業場（労働者派遣法第四十六條の規定により事業者とみなされた者の事業場を含む。第四十二條第一項において同じ。）と、同法第四十一條及び第四十二條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十六條の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十六條の規定により適用される場合を含む。）に違反する罪並びに同法第十項及び第十一項の罪」と、同法第四十三條の二第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十六條の規定により適用される場合を含む。）又は同法第七項から第九項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第二項及び同法第四十四條中「事業者」とあるのは「事業者等」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

13 派遣元の事業を行う者が事業者に該当する場合であつてその者が派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたときにおけるじん肺法第十條の規定の適用については、同法中「事業者は、」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

九五八

の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行う者が」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」とあるのは「派遣元の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」とする。

14 この条の規定によりじん肺法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

(作業環境測定法の適用の特例)

第四十七條 第四十五條第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八条第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」とあるのは、「労働安全衛生法第六十五条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。次条において同

2 第四十五条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定、同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定又は前項の規定により適用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第六条第三号中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定」とあるのは、この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づ

く命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第二十一条第二項第五号イ中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくは

くはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第二十三条第二項及び第二十四条第四項中「この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）」、これらの規定に基づく処分、労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第三十二条第二項及び第三十四条第一項中「この法律若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）又はこれらに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条又は第四十七条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十五条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令」とする。

この条の規定により作業環境測定法の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

第四章 雜則

第四十ノ条 労働大臣は、この法律（前章第四節の規定を除く。第五十条及び第五十一条において同じ。）の施行に關し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の業務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令）

第四十九條 労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に關しこの法律その他労働に關する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第五十条 労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第五十一条 労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所屬の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十二条 労働大臣は、次に掲げる場合には、

一 第五条第一項又は第十一条第一項の許可をし、又は許可をしないこととするとき。

二 第九条第一項の規定により条件を付し、又はこれを變更しようとするとき。

三 第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新をしないこととするとき。

四 第十四条又は第二十一条の規定による処分をしようとするとき。

労働大臣は、次に掲げる場合には、関係行政機関の長に通知するものとする。

一 第十一条第三項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十九条又は第二十条の規定によ

二 第十六条第一項に規定する届出書が提出さ

れたとき。

第五十三条 労働大臣は、第十四条又は第二十一条の規定による処分をしようとするときは、労

働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者

に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（手数料）
第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政

令で定める額の手数料を納付しなければなら
ない。

一 第五条第一項の許可を受けようとする者
二 第八条第三項の規定による許可証の再交付

三 第十条第二項の規定による許可の有効期間を受けようとする者

の更新を受けようとする者

四 第十一條第一項の許可を受けようとする者
五 五十一條第四項(第十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の書換えを受けようとする者

(経過措置の命令への委任)

第五十五條 この法律の規定に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第五十六條 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

(労働省令への委任)

第五十七條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第五章 罰則

第五十八條 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、一年以上十年以下の懲役又は五万円以上百万円以下の罰金に処する。

第五十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第三項又は第十五條の規定に違反した者

二 第五條第一項の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行った者

三 偽りその他不正の行為により第五條第一項の許可又は第十條第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

四 第十四條第二項又は第二十一條の規定による処分に違反した者

第六十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する

昭和六十年五月十七日 衆議院会議録第二十八号

一 第十一條第一項の許可を受けずに事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更した者

二 偽りその他不正の行為により第十一條第一項の許可を受けた者

三 第十六條第一項に規定する届出書を提出しないで特定労働者派遣事業を行った者

四 第二十二條の規定に違反した者

五 第四十九條の規定による処分に違反した者

第六十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項(第十條第五項及び第十一條第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書、第五條第三項(第十條第五項及び第十一條第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類、第十六條第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一條第三項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十九條又は第二十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十四條から第三十七條まで、第四十一條又は第四十二條の規定に違反した者

四 第五十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十一條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 次項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

三 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済社会の進展を背景とする労働力の需要及び供給の両面における多様かつ著しい変化に対応するため、労働者派遣事業の制度を創設して、職業安定法に基づく関係制度と相まつて労働力の需給の迅速かつ的確な調整を促進するとともに、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に關する措置及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

時雇用される労働者のみであるものを特定労働者派遣事業といひ、特定労働者派遣事業以外のものを一般労働者派遣事業というものとすること。

2 労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務その他政令で定める業務以外の業務のうち、専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又は特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務であつて、中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務について行うことができるものとすること。

3 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、一定の基準に適合するものとして労働大臣の許可を受けなければならないものとし、また、特定労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、届出書を労働大臣に提出しなければならないものとする。

4 労働大臣は、一般派遣元事業主又は特定派遣元事業主が、この法律又は職業安定法の規定等に違反したとき等には、許可の取消し、事業の廃止又は事業の停止を命ずることができるとすること。

5 労働者派遣契約の当事者は、契約の締結に際し、派遣労働者が従事する業務の内容、派遣就業の場所、派遣労働者を直接指揮命令する者、派遣の期間、派遣就業の開始及び終了の時刻、安全及び衛生に關する事項等を定めるとともに、派遣労働者の人数を定めなければならないものとすること。

6 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正當な行為をしたこと等を理由として労働者派遣契約を解除してはならないものとすること。

7 労働者派遣をする事業主は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、この法律又は労働基準法等の特例規定に違反した場合には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

九五九

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

九六〇

労働者派遣を停止し、又は労働者派遣契約を解除することができるものとする。

8 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、その旨を明示しなければならないものとし、また、雇用する労働者を新たに労働者派遣の対象としてしようとするときは、あらかじめ、その旨を明示し、その同意を得なければならないものとする。

9 派遣元事業主は、派遣元責任者を選任して、派遣労働者に対する就業条件等の明示、派遣労働者からの苦情の処理、派遣先との連絡調整等に当たるとともに、派遣元管理台帳を整備しなければならないものとする。

10 派遣先は、派遣元責任者を選任して、労働者派遣契約に定める就業条件等の派遣先関係者への周知、派遣労働者からの苦情の処理、派遣元事業主との連絡調整等に当たるとともに、派遣先管理台帳を整備しなければならないものとする。

11 労働基準法の適用に関し、労働時間、休憩、休日、深夜業、危険有害業務の就業制限等の規定については、派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣先の事業のみがその労働者を使用する事業とみなして適用するものとする等、所要の特例規定を設けるものとする。

12 労働安全衛生法の適用に関し、安全管理体制、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置、作業環境測定等の規定については、派遣中の労働者は、派遣先の事業主の使用されるものとみなして適用するものとする等、所要の特例規定を設けるものとする。

13 じん肺法及び作業環境測定法の適用に関しても、所要の特例規定を設けるものとする。

14 労働大臣は、派遣元事業主がこの法律等に違反した場合で、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、雇用管理の方法の改善等の措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

15 労働大臣は、所属の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及びその者から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事務所等に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類等を検査させることができるものとする。

16 労働大臣の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行つた者、届出を行わずに特定労働者派遣事業を行つた者その他関係規定に違反した者に対し、所要の罰則を科すものとする。

17 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

労働者派遣事業の制度を創設して、労働力の需給の迅速かつ的確な調整を促進するとともに、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置を定めることは、時宜に資するものと認めるが、なお、事業計画書等への労働者派遣に関する料金等の記載、派遣元事業主が海外派遣をしようとするときの措置、労働者派遣の対象となる旨の労働協約等の適用を受ける労働者を新たに労働者派遣の対象とする場合の措置、派遣事業主が専ら特定の者に対する役務の提供を行う場合の労働大臣の勧告及び法施行後の見直し等について、自由民主党・新自由国民連合・稲垣実男君、公明党・国民会議大橋敏雄君及び民社党・国民連合堀田晋君より三党共同提案による修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十年五月十四日

社会労働委員長 戸井田三郎

衆議院議長 坂田 道太

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(一) 一般労働者派遣事業の許可

第五条 適用対象業務について一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三 事業所の名称及び所在地

四 事業対象業務(労働者派遣により当該事業の派遣労働者に従事させる業務をいう。以下同じ。)の種類

五 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受ける者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

(許可の有効期間等)

第十条 第五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)については、この項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る一

般労働者派遣事業を行おうとする者は、労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了した日の翌日から起算して三年とする。

5 第五条第二項及び第三項、第六条(第三号を除く。)並びに第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(事業対象業務の種類等の変更等)

第十一条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「一般派遣元事業主」という。)は、同条第二項各号に掲げる事項のうち事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、事業所の所在地の変更であつて労働省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 第五条第二項及び第三項、第六条(第三号を除く。)並びに第七条の規定は、前項の許可について準用する。

3 一般派遣元事業主は、第一項ただし書の労働省令で定める軽微な変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 一般派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、労働省令で

定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(特定労働者派遣事業の届出)

第十六条 適用対象業務について特定労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、第五條第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の事業計画書には、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の提供を受ける者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

(事業報告)

第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、労働省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

3 派遣元事業主は、派遣労働者をこの法律の施行地外の地域に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣(以下「海外派遣」という。)をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(職業安定法第二十条の準用)

第二十四条 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)(第二十三条)〇第一項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)(と、事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所に、労働者派遣法

第二條第一号に規定する労働者派遣(以下単に「労働者派遣」という。)(当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際に当該事業所に関し労働者派遣をしていられる場合にあっては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に関し、労働者派遣(当該通報の際現に当該事業所に関し労働者派遣をしていられる場合にあっては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは「使用されていた労働者(労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。)(と、労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読み替えるものとする。

(契約の内容等)

第二十六条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)(の当事者は、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)(の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 前項に定めるもののほか、派遣元事業主は、労働者派遣契約であつて海外派遣に係るものの締結に際しては、労働省令で定めるところにより、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者が次に掲げる措置を講ずべき旨を定めなければならない。

一 第四十一条の派遣先責任者の選任

二 第四十二条第一項の派遣先管理台帳の作成、同項各号に掲げる事項の当該台帳への記載及び同条第三項の労働省令で定める条件に従つた通知

三 その他労働省令で定める当該派遣就業が適正に行われるため必要な措置

12³ 派遣元事業主は、前項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五條第一項の許可を受け、又は第十六條第一項の規定により届出書を提出している旨を明示しなければならない。

(派遣労働者であることの明示等)

第三十二条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇入れた労働者及び労働協約又は就業規則において労働者派遣の対象となる旨の定めのある労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならない。

(指導及び助言)

第四十八条 労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第五十条及び第五十一条において同じ。)(の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることが出来る。

は、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることが出来る。

2 労働大臣は、労働力需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われている場合(労働省令で定める事由に該当する場合を除く。)(において必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣事業の目的又は内容を変更するように勧告することが出来る。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項(第十條第五項及び第十一條第二項において準用する場合を含む。)(に規定する申請書、第五條第三項(第十條第五項及び第十一條第二項において準用する場合を含む。)(に規定する書類、第十六條第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一條第三項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十九條又は第二十條〇の規定に

三 第三條第三項

による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十四條から第三十七條まで、第四十一条又は第四十二條の規定に違反した者

四 第五十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十一條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び同報告書

九六二

別紙

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 対象業務を具体的に定めるに当たつては、我が国の雇用慣行との調和に十分留意し、常用雇用労働者の代替を促すこととならないよう、十分配慮すべきであり、中央職業安定審議会の意見を尊重して、慎重に対処すること。特に、製造業の直接生産工程に従事する業務については、労働者派遣事業の対象とはしないこと。

二二 いわゆる二重派遣は、労働者供給事業に該当し、禁止されるものであるで、その旨の周知徹底を図るとともに、二重派遣が行われることのないよう、厳格な指導に努めること。

三、派遣元事業主から教育訓練に関する計画を提出させ、これに基づき、派遣労働者の雇用の安定その他の福祉の増進が図られるよう、適切な指導に努めること。

四 労働時間、休日等の労働基準法等の適用の特例については、労働者の保護に欠けることのないよう、その周知徹底に努めること。

五 労働者派遣事業と有料職業紹介事業とが競合することにより、労働者の保護に欠けることのないよう、適切な調整に努めること。

六 労働者派遣事業、労働組合が行う労働者供給事業その他の民間の労働力需給調整システムにより就業する労働者について、社会・労働保険の適用の促進その他福祉の向上が図られるよう、適切な指導に努めること。

七 労働者派遣事業が適切に運営され、労働者の保護と雇用の安定が確保されるよう、関係職員の増員をはじめ、行政体制及び民間の協力体制の整備を図るとともに、労働力需給の変化に的確に対応するため、公共職業安定機関の機能の充実、強化に努めること。

入 いわゆる派遣店員について、その適正な就業を確保するため、派遣元、派遣先両者間の取り決め及び派遣店員の管理の在り方に関し、業界に対し適切な指導に努めること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

国会に提出する。

昭和六十年三月十九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(労働基準法の一部改正)

第一条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「及作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）」を、「作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）」及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第三十号、第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。以下この項において同じ。）」

に、「及び作業環境測定法の」を、「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び労働者供給事業」を、「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に、「第四節 労働者供給事業」を「第四節 労働者供給事業」に改める。

第四条第四号中「又は労働者供給事業」を「労働者供給事業又は労働者派遣事業の適正な運営

する法律〔昭和六十年法律第 号。以下「労働者派遣法」という。〕第二条第三号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）に改める。

第五條の見出しを「用語の意義」に改め、同条第三項を次のように改める。

この法律で有料の職業紹介とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

第五條第六項中「基いて」を「基」にして「他人に使用させることをいう」を「他人の指揮命令

を受けて労働に従事させることをいひ、労働者を派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣に該

第十二条第三項中「及び建設労働者の雇用の

改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）を、建設労働者の雇用の改善等に関する

法律(昭和五十一年法律第三十三号)及び労働者

派遣法」に改める。

第二章第四節中第二十六条から第三十一条までを削り、第二十五条の四の次に次のように加える。

第二十六条から第二十九条まで 削除

第三章の章名中「及び労働者供給事業」を、「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改める。

第三十一条の二中「別段の定」を「別段の定め」

に、「除く外」を「除くほか」に、「及び労働者供給事業」を、「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改め、同条を第三十条とする。

第三章第二節中第三十二條の前に次の一條を加える。

第三十一条 次条又は第三十三条の規定により職

業紹介事業を行う者は、当該事業の業務の運営に当たっては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二條第三項中「營利職業紹介事業」を「第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業」に改め、「その事業を開始する前に」を削り、「第四項」を「次項」に、「中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額」を「第六項の規定により定める手数料の徴収の実情並びに求職者及び求人者の保護を考慮して、中央職業安定審議会に諮問の上定める金額」に改め、同条第六項中「実費職業紹介事業又は營利職業紹介事業」を「第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業」に改め、「それぞれ」を削り、「のうえを」の上に、「の外を」のほか「に」改め、同条第七項及び第八項中「第一項」

を「第一項ただし書」に改め、同条第七項の次に次の二項を加える。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間(満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない)。

前項に規定する許可の有効期間の更新を受けようとする者は、労働大臣が、実費を勘案して、中央職業安定審議会に諮問の上定める額の更新手数料を納付しなければならない。

第三十二条第五項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ただし書の許可を受けようとする者は、労働大臣が、実費を勘案して、中央職業安定審議会に諮問の上定める額の許可手数料を納付しなければならない。

第三十三条第二項中「なす」を「する」に、「予め」を「あらかじめ」に、「但し」を「ただし」に改め、「労働組合法による労働組合の下に」その他これに準ずるものであつて命令で定めるもの(第四十五条及び第四十六条において「労働組合等」という。)を加え、同条第三項中「二年」を「三年」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間(満了後引き続き当該許可に係る無料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない)。

らない。

第三十三条の二の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる施設の長は、労働大臣に届け出て、当該各号に定める者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 学校教育法第一条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く)。当該学校の学生若しくは生徒又は当該学校を卒業した者(命令で定める者を除く)。

二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者

三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条第二項各号に掲げる施設 当該施設が行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

四 職業訓練大学校 当該職業訓練大学校の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

第三十三条の二第三項中「第一項」を「前項」に、「学校の長は、その学校」を「同項各号に掲げる施設の長は、当該施設」に、「の中」を「のうち」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第四項中「文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう」を「第一項各号に掲げる施設の長が同項の規定により行う」に改め、同条第五項中「学校の長を」を「同項各号に掲げる施設の長」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

労働大臣は、第一項第一号及び第二号に掲げる施設の長に係る前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ文部大臣と協議しなければならない。

ければならない。

第三十三条の二第二項を削る。

第三十三条の三第二項中「行わうとする学校の長を」行おうとする同項各号に掲げる施設の長に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「学校」を「第三十三条の二第一項各号に掲げる施設」に改める。

第三十五条ただし書を削る。

第三十六条中「労働者を募集し」を「労働者の募集を行い」に、「労働者を募集せようとする」を「労働者の募集を行わせようとする」に、「の許可を受けなければ」を「に届け出なければ」に、「但し」を「ただし」に、「労働者を募集する」を「労働者の募集を行う」に改める。

第三十八条第一項中「第三十六条ただし書」を「第三十六条に」、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「前二条」を「前条第一項」に、「行わうとする」を「行おうとする」に、「なす」を「する」に改める。

第四十二条次の一項を加える。

第三十五条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十四条中「第四十五条」を「次条」に、「除く外」を「除くほか」に、「使用して」を「自らの指

揮命令の下に労働させて」に改める。

第四十五条中「労働組合法による労働組合」を「労働組合等」に改める。

第四十六条中「前条の労働組合の」を「労働組合等が前条の規定により」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第五節 労働者派遣事業

(労働者派遣事業)

第四十七条の二 労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法の定めるところによる。

第五十条第二項中「学校」を「同項第一号又は第二号に掲げる施設」に、「前項」を「第一項」に、「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、命令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第六十三条中「左の」を「次の」に、「二千万円以上三千万円以下」を「五千万円以上一億万円以下」に改める。

第六十四条中「左の」を「次の」に、「二万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一の二 偽りその他不正の行為により、第三十二条第一項ただし書の許可、同条第八項の規定による許可の有効期間の更新、第三十三条第一項の許可、同条第四項の規定に

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

九六四

よる許可の有効期間の更新、第三十七条第一項の許可又は第四十五条の許可を受けた者

第六十四条第三号中「第三十六条又は」を削り、同条第五号を次のように改める。

五 第五十条第一項の規定による事業又は業務の停止の命令に違反して、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つた者

第六十五条中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第三十六条の規定による届出をしないで、労働者の募集を行つた者

第六十六条中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条第二号の罪」を「職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条第二号の罪若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号。以下「労働者派遣法」という。）第五十八条の罪」に、「第六十二条第二項」を「第六十二条第二項（労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。）の

規定に違反し、労働者派遣法第四十四条第四項の規定により労働基準法第六十二条第二項の規定に違反したものとみなされ、」に改める。
（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）
第四条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定」を「若しくは同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条の規定により適用される場合を含む。）に、「第六十八条の規定」を「第六十八条の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）に改める。
（社会保険労務士法の一部改正）
第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十一の次に次の一号を加える。
二十の十二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号）
（労働者派遣法の一部改正）
第六条 労働者派遣法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。
第四十四条第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 労働者派遣事業についての許可その他その監督に関すること。
第四十五条第五十一号中「及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）」を「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号。以下「労働者派遣法」という。）に改める。
第五十四条第四十五号中「文書以外の方法により行つた」を「被用者以外の者をして行わせる」に改め、同条第四十七号中「労働組合法による労働組合の下に、その他これに準ずるもの」を加え、同条第四十九号の次に次の二号を加える。

四十九の二 労働者派遣法に基づいて、一般労働者派遣事業に許可を与えること。
四十九の三 労働者派遣法に基づいて、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に必要事項についての報告を求めること。
第七十一条第一項及び第八十一条第一項中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」を「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び労働者派遣法」に改める。

第十一条第一項中「及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び労働者派遣法」に改める。

者派遣法」に改める。
附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号）の施行の日から施行する。
（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の職業安定法（以下この条において「旧職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書の許可を受けている者は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に、第二条の規定による改正後の職業安定法（以下この条において「新職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十二条第七項に規定する許可の有効期間は、その者が旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた日から起算して一年を経過する日までとする。

2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第三項の規定により供託されている保証金は、その価額の限度で、新職業安定法第三十二条第四項の規定により供託されている保証金とみなす。

3 施行日前に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者に係る同条第五項の許可料については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の規定により実費職業紹介事業の許可を受けている者が、施行日から起算

して三十日を経過する日（施行日からその者についての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末日までの日数が三十日に満たないときは、その有効期間の末日）までに、労働大臣に対し、新職業安定法第三十三条第一項の無料の職業紹介事業を行うことの希望を有する旨の届出をしたときは、その者は、当該届出をした日に、同項の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間は、同項の規定にかかわらず、その者についての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末日までとする。

5 前項の場合において、同項の規定により新職業安定法第三十三条第一項の許可を受けた者とみなされた者についての第一項後段に規定する許可の有効期間は、同項後段の規定にかかわらず、前項の届出をした日の前日までとする。

6 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 専修学校の長、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第二項各号に掲げる施設の長又は職業訓練大学の長であつて、この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けているもの又はその申請をしているものは、施行日に、新職業安定法第三十三条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条の許可を受けている者又はその申請をして

いる者は、施行日に、新職業安定法第三十六条の規定による届出をした者とみなす。

9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律（昭和六十年法律第

号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、労働基準法第九十八条第二項の改正規定中「中央労働基準審議会は、」の下に、「以下この項を「次条第二項」に」を加え、「及び作業環境測定法」を「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改める。

第二条のうち、労働基準法第九十八条の次に一条を加える改正規定中「及び作業環境測定法」を「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改める。

理 由

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴い、職業安定法等関係法律の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の施行に伴い、職業安定法等関係法律の規定の整備等を行うおとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 労働基準法の一部改正

労働者派遣法の施行に伴い、中央労働基準審議会の審議事項に労働者派遣法（労働基準法等の適用に関する特例に係る部分に限る。）の施行等に関することを加えるものとする。

2 職業安定法の一部改正

(一) 政府の行う業務に、労働者派遣事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督することを加えるものとする。

(二) 労働者派遣法に規定する労働者派遣は労働者供給に含まれないものとする。

(三) 実費職業紹介と営利職業紹介とを統合するものとする。

(四) 許可を受けて職業紹介事業を行う者は、業務の運営に当たり、職業安定機関との連携の下に、その改善向上に努めなければならないものとする。

(五) 有料の職業紹介事業を行う場合の保証金の額については、求職者及び求人者の保護等を考慮して中央職業安定審議会に諮問の上労働大臣が定めるものとする。

(六) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間を申請により更新することができるものとする。

(七) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間を二年から三年に延長し、申請により更新することができるものとする。

(八) 届出により無料の職業紹介事業を行う者の範囲を拡大し、専修学校の長、職業訓練施設の長及び職業訓練大学の長を加えるものとする。

(九) 労働者の文書募集について、通勤圏外から行う場合の通報制を廃止するとともに、直接募集については許可制を届出制にそれぞれ改めるものとする。

(十) 労働者供給事業を行うことができる者等の範囲を拡大し、労働組合法による労働組合に準ずるものについても労働者供給事業を行うことができるものとする。

3 その他の法律の改正

社会保険労務士法、労働者設置法等について、所要の改正を行うものとする。

4 施行期日等

この法律は、労働者派遣法の施行の日から施行するものとし、1及び2の改正に伴う所要の経過措置等を定めるものとする。

二 議案の可決理由

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴い、職業安定法等関係法律の規定の整備等を行うことは、時宜に資するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

決した。
右報告する。

昭和六十年五月十四日

社会労働委員長 戸井田三郎

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 対象業務を具体的に定めるに当たっては、我が国の雇用慣行との調和に十分留意し、常用雇用労働者の代替を促すこととならないよう、十分配慮すべきであり、中央職業安定審議会の意見を尊重して、慎重に対処すること。特に、製造業の直接生産工程に従事する業務については、労働者派遣事業の対象とはしないこと。

二 いわゆる二重派遣は、労働者供給事業に該当し、禁止されるものである。その旨の周知徹底を図るとともに、二重派遣が行われることのないよう、厳格な指導に努めること。

三 派遣元事業主から教育訓練に関する計画を提出させ、これに基づき、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図られるよう、適正な指導に努めること。

四 労働時間、休日等の労働基準法等の適用の特例については、労働者の保護に欠けることのないよう、その周知徹底に努めること。

五 労働者派遣事業と有料職業紹介事業とが競合することにより、労働者の保護に欠けることのないよう、適切な調整に努めること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律案及び同報告書

ないよう、適切な調整に努めること。

六 労働者派遣事業、労働組合が行う労働者供給事業その他の民間の労働力需給調整システムにより就業する労働者について、社会・労働保険の適用の促進その他福祉の向上が図られるよう、適切な指導に努めること。

七 労働者派遣事業が適切に運営され、労働者の保護と雇用の安定が確保されるよう、関係職員の増員をはじめ、行政体制及び民間の協力体制の整備を図るとともに、労働力需給の変化に的確に対応するため、公共職業安定機関の機能の充実、強化に努めること。

八 いわゆる派遣店員について、その適正な就業を確保するため、派遣元、派遣先両者間の取り決め及び派遣店員の管理の在り方に関し、業界に対し適切な指導に努めること。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。
昭和六十年五月十日

衆議院議長 坂田 道太殿
参議院議長 木村 睦男

（小字及び一は参議院修正）
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律

（勤労婦人福祉法の一部改正）

第一条 勤労婦人福祉法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等（第七条―第十五条）

第二節 機会均等調停委員会（第十六条―第二十一条）

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等（第二十二条―第三十一条）

第四章 雑則（第三十二条―第三十五条）

附則

第一条中「勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにする」を「法の下の平等を保障する日本国憲法の理念に基づき、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進する」に、「勤労婦人に」を「女子労働者に」に、「職業指導の充実、職業訓練の奨励」を「職業能力の開発及び向上、再就職の援助並びに」に改め、「育児、家事その他の」を削り、「調和の促進、福祉施設の設置」を「調和を図る」に、「もつて勤労婦人」を「もつて女子労働者」に改める。

第二条中「勤労婦人は、次代をになう」を「女子労働者は、経済及び社会の発展に寄与する者

であり、かつ、家庭の一員として次代を担う」に、「重大な」を「重要な」に改め、「とともに、経済及び社会の発展に寄与する」を削り、「勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和を図り、及び」を「〇この法律の規定による女子労働者の福祉の増進は、及び」を「〇女子労働者が」に、「営む」を「営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図る」に改め、「配属されるものとする」を「〇この法律の目的とする」に改める。

第三条中「勤労婦人は、勤労」を「女子労働者は、労働」に、「をもち、みずからすすんで」を「の下に、自ら進んで」に、「を開発し」を「の開発及び向上を図り」に改める。

第四条を次のように改める。

（関係者の責務）

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮して、女子労働者の福祉を増進するよう努めなければならない。

第五条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「労働」を「労働に」、「とくに」を「特に」、「行なう」を「行う」に改める。

第二章から第五章までの章名を削る。

第六条に見出しとして「女子労働者福祉対策基本方針」を付し、同条第一項及び第二項中「勤労婦人の」を「女子労働者の」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改め、同条第三項中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者

福祉対策基本方針に改める。

第十七条中「同条第六項」の下に「及び第十二条第二項を加え、並びに前条を」と、第十二条第一項並びに前二条に改め、「船員中央労働委員会」の下に「と、第九条、第十条、第十四条及び前条第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十一条第三項中「労働基準法昭和二十二年法律第四十九号」第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)」とあるのは「第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十四条、第十五条及び前条第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。）」と、第十五条中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」を加え、同条に次の三項を加え、同条を第三十四条とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十五条の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、第二章第二節の規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員で構成する合議体で取り扱う。この場合において、当該合議体は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

4 第十九条から第二十一条までの規定は、第十二項の調停について準用する。この場合にお

いて、第十九条及び第二十条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、第二十一条中「この節」とあるのは「第三十四条第三項」と、「委員会」とあるのは「合議体」と、「労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十三条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることが出来る。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することが出来る。

第十五条を削り、第十四条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 雑則

第十三条第二項中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行ない」を「行い」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十条とする。

4 国は、地方公共団体に対し、働く婦人の家の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第十二条中「勤労婦人」に対して、勤労を「女子労働者」に対して、労働に改め、同条を第二十九条とする。

第十一条の見出しを「(育児休業の普及等)」に改め、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の育児休業について準用する。

第十条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十七条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前に見出しとして「(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置)」を付する。

第八条の見出しを「(職業能力の開発及び向上の促進)」に改め、同条中「勤労婦人が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。))を習得し、その能力の」を「女子労働者が職業能力の開発及び」に、「勤労婦人に対し職業訓練の」を「女子労働者に対しその」に、「勤労婦人その他を」を「女子労働者その他に」、「職業訓練」を「職業能力の開発及び向上」に、「行なう」とともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために「を行う」とともに、職業訓練施設の整備その他の」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(再就職の援助)

第二十四条 国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子に対しその希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

(再雇用特別措置の普及等)

第二十五条 事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じて、再雇用特別措置(当該女子であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。)

2 国は、事業主に対して、前項の再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第七条中「勤労婦人が」を「女子労働者が」に、「勤労婦人その他関係者に対して」を「女子労働者に対して」、「勤労婦人の特性に適応した」を「かつ、これに基づく適切な」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十二条とする。

第六条の次に次の一章及び章名を加える。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等

(募集及び採用)

第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えらるよう努めなければならない。

(配置及び昇進)

第八条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするよう努めなければならない。

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

九六八

(教育訓練)

第九条 事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いはしてはならない。

(福利厚生)

第十条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いはしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第十一条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いはしてはならない。

2 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(指針)

第十二条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があると認めるときは、第七条及び第八条に定める事項に関し、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針(次項において「指針」という。)を定めることができる。

2 第六条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(苦情の自主的解決)

第十三条 事業主は、第八条から第十一条までの規定に定める事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の援助)

第十四条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主(以下「関係当事者」という。)との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(調停の委任)

第十五条 都道府県婦人少年室長は、前条に規定する紛争(第七条に定める事項についての紛争を除く。)について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認める

とき(関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。)は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

第二節 機会均等調停委員会

(設置)

第十六条 都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条の調停(以下この節において「調停」という。)を行う機関とする。

(組織)

第十七条 委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

(調停)

第十八条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十九条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、委員

会及び調停の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等

本則に次の一条を加える。

(適用除外)

第三十五条 第二章、第二十五条第一項及び同条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十三条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関して、適用しない。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者」に改める。

第四十一条中「及び第六章を」と、「第六章及び第六章の二」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者」に改める。

第六十条の見出し中「年少者の」を削る。

第六十一条を削り、第六十二条第一項中「又は女子」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「労働に関する主務大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中「第十三号、第十四号及び」を「若しくは第十三号若しくは」に改め、「若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務」及び同項ただし書を削り、同条第五項中「第

五十六條第二項本文」を「第五十六條第二項」に改め、同條を第六十一條とする。

第六十三條第一項中「又は女子」を削り、「つかせ」を「就かせ」に、「つかせてはを」を「就かせては」に改め、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め、「及び前項の一定の業務の範圍」を削り、同條第三項を削り、同條を第六十二條とする。

第六十四条中「又は女子」を削り、同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条、章名及び四
条を加える。

（歸鄉旅費）

六十四条 満十八才に満たない者が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。ただし、満十八才に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

第六章の二 女子

(労働時間及び休日)

第六十四条の二 使用者は、満十八才以上の女子で第八条第一号から第五号までの事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働させてはならない。ただし、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲

内で時間外労働をさせることができる。

使用者は、満十八才以上の女子で前項の事業以外の事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について、六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間に当該週を単位とする期間の週数を乗じて得た時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間を超えて時間外労働をさせ、又は四週間について命令で定める日数以上の休日に労働させてはならない。

前項の命令は、同項の事業における労働による身体の負担の程度、同項の事業の業務活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において、同項の事業の種類に応じて、定めるものとする。

第一項及び第二項の規定は、満十八才以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、適用しない。

（深夜業）

第六十四条の三 使用者は、満十八才以上の女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。

一 第八条第六号、第七号、第十三号若しくは第十四号又は電話の事業に従事する者

二 女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者

三 前条第四項に規定する命令で定めるもの
四 品質が急速に変化しやすい食料品の製造
又は加工の業務その他の当該業務の性質上
深夜業が必要とされるものとして命令で定
める業務に従事する者（一日の労働時間
が、常時、通常の労働者の労働時間に比し
相当程度短いものとして命令で定める時間
以内であるものに限る。）

五 深夜業に従事することを使用者に申し出た者（命令で定める事業に従事するものに限る。）であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの

第六十一条第二項及び第三項の規定は、満十八才以上の女子の深夜業について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

前二項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し、又は休日労働にさせる場合については、適用しない。

(坑内労働の禁止)

第六十四条の四 使用者は、満十八才以上の女子を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者（次条第一項に規定する妊娠婦で命令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）
第六十四条の五 使用者は、妊娠中の女子及び

いう。を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊娠婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、命令で、妊娠婦以外の女子に関する、準用することができる。

前二項に規定する業務の範圍及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならぬ者の範圍は、命令で定める。

第六十五條第一項中「六週間の下に」(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)を加え、同条第二項中「六週間」を「八週間に」、「但し」を「ただし」に、「五週間」を「六週間に」改める。

第六十八條を削り、第六十七條の見出しを「（生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置）」に改め、同条第一項中「又は生理に有害な（値）」に改め、同条第二項中「又は生理休業を」を「業務に従事する女子」を削り、「生理休業」を「休業」に改め、「その者を」の下に「生理日に」を加へ、同条第二項を削り、同条を第六十八條とす。

第六十六條第一項中「の外」を「のほか」に「各、少くとも」を「各々少なくとも」に改め、同條を第六十七條とし、第六十五條の次に次の一條を加える。

第六十六條 使用者は、妊娠婦が請求した場合においては、第三十三條第一項及び第三項並びに第三十六條の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日労働をさせてはならない。

使用者は、妊産婦が請求した場合において

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

九七〇

は、第六十四条の三第一項ただし書の規定にかかわらず、深夜業をさせてはならない。

第七十条中「第六十三条」を「第六十二条及び第六十四条の五の年少者及び妊産婦等」に、「及び第六十四条」を並びに第六十三条及び第六十四条の四の年少者及び女子に、「別段の定」を「別段の定め」に、「第六十四条」を「第六十三条の年少者に改め、「女子及び」を削り、「男子」を「者」に改める。

第九十八条第一項中「都道府県労働局に地方労働基準審議会を」を削り、同条第二項中「中央労働基準審議会を」を「中央労働基準審議会は、」に改め、「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法昭和四十五年法律第六十号」に基づきその権限に属する事項を」を削り、同条第三項中「及び地方労働基準審議会(以下「労働基準審議会」という。)、中央労働基準審議会にあつては、」地方労働基準審議会にあつては都道府県労働局長の「及び」及び家内労働法に基づきその権限に属する事項を」を削り、同条第四項中「労働基準審議会を」を「中央労働基準審議会」に、「行政官庁が各、」を「労働大臣が各々」に改め、同条第五項中「労働基準審議会を」を「中央労働基準審議会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十八条の二 この法律の施行及び改正に関する事項については、前条に定めるところによるほか、都道府県労働局に係る事項に関しては、当該都道府県労働局に置かれる地方労働基準審議会が審議するものとする。

前項に定めるもののほか、地方労働基準審議会、労働者(家内労働者を含む。)に係る労働条件の基準に関しては、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)に基づきその権限に属する事項を審議する。

地方労働審議会は、都道府県労働局長の諮問に応じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に関して関係行政官庁に建議することができる。

第百条第三項中「及び地方労働基準審議会」を削る。

第百条の二中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改め、「及び年少者」を削る。

第百五条の次に次の一項を加える。

(経過措置)

第百五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めるとができる。

第百七条中「二千円以上三万円以下」を「五万円以上百万円以下」に改める。

第百八条第一項中「又は第六十四条」を「第六十三条又は第六十四条の四」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に、「第六十四条」を「第六十三条又は第六十四条の四」に改める。

第百八条の二を削る。

第百九条中「五千元」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十七条」の下に「第十八条第一項を、」第三十六条ただし書の「第三十七條」を加え、「第六十一条から第六十三条まで、第六十五条、第六十六条」を「第六十一条、第六十二条、第六十四条の二、第六十四条の三、第六十四条の五から第六十七条まで」に改め、同条第四号中「第六十三条」を「第六十二条又は第六十四条の五」に改める。

第百九条の二を削る。

第百二十条中「五千元」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」の下に「第十八条第七項」を加え、「第二十三条(賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。)、第二十七条」を「第二十三条から第二十七条まで」に、「第六十七條」を「第六十四条」に改め、同条第四号中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働基準法第百条の二及び第百二十条第四号の改正規定並びに次条第一項、附則第三条及び附則第十七条(労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)第四条第三十号の次に一号を加える改正規定並びに同法第四号第三十二号及び第三十四号並びに第九条第一項の改正規定に限る。)の規定 公布の日
二 第二条中労働基準法第九十八条の改正規定、同法第九十八条の次に一条を加える改正

規定、同法第百条第三項の改正規定並びに附則第六条及び第十五条の規定 職業安定法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)の施行の日

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条及び附則第十九条において同じ。)の施行前に前二条の規定による改正前の労働基準法(これに基づく命令を含む。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の労働基準法(これに基づく命令を含む。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子については、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法第六十五条第二項ただし書の規定により就業するに至つた女子で、この法律の施行の際産後六週間を経過していないものについては、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に解雇された満十八才以上の女子が帰郷する場合における旅費の負担については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為並びに前条第三項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第四条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠ノ場合ニ於テハ七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

第六十九条の十八第一項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠の場合においては、七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 分べんの日がこの法律の施行の日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の健康保険法第五十條第二項及び第六十九條の十八第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に分べんの日後労務に服すに至つた被保険者及び被保険者であつた者で、この法律の施行の際同日以後四十二日を経過していないものについては、前条の規定による改正後の健康保険法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)

第六條 職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一號）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「中央職業安定審議会等」に改め、同条第一項、第三項及び第四項中「地方職業安定審議会」を「地方労働審議会」に改め、同条第六項及び第七項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会等」に改め、同条第八項中「地方職業安定審議会」を「地方労働審議会」に

改め、同条第九項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会等」に改め、同条第十項中「の職業安定審議会」を「のほか、中央職業安定審議会等」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第七條 風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第六十三條第二項」を「第六十二條第二項」に改める。

(少年法の一部改正)

第八条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第三号中「少年についての第六十四条」を「第六十三条」に、「少年についての第六十二条又は第六十三条(第三項を除く。)」を「第六十一条、第六十二条又は」に、「第一百九条第一号の罪」を「第一百九条第一号の罪及び」に、「少年についての第六十八条」を「又は第六十四条」に改める。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）
 第九条 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和

二十五法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第六十八条」を「第六十四条」と改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十條 附則第二條第四項の規定に該当する場合に關しては、前條の規定による改正後の國家公務員等の旅費に關する法律第四十七條中「第六

十四条」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律附則第二條第四項」とする。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第十一條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「人事院規則又は条例でこれより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間を」多胎妊娠の場合にあつては、十週間

とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期

長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当然に、「十二週間（人事院規則又は条例でこれ以上に、一産後六週間）を二産後八週間」とする。」に、「産後六週間」を「二産後八週間」とする。」に、

該期間」を「十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、十八週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前産後の休業の期間を定めるときは、当該期間とする。）」に改める。

第五條中「六週間前」を「六週間（多胎妊娠の場合は、十週間）前に」、「産後六週間」を「産後六週間（多胎妊娠の場合は、十週間）に」改定する。

「産後八週間」に「十二週間」を「十四週間(多胎妊娠の場合にあつては、十八週間)」に改める。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行前に前条の規定によつて改正前の女子教職員の出産に際しての補助教員の確保に関する法律第三条の規定により臨時に任用された者が、この法律の施行の際現に当該臨時の任用により勤務している場合にお

る当該臨時的任用に係る任用の期間は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による改正後の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行期
に産後職務に復帰するに至つた国立又は公立の
学校又は学校給食法（昭和二十九年法律第百六
十号）第五条の二に規定する施設に勤務する女
子教職員でこの法律の施行の際産後六週間（人
事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の
期間を定めている場合にあつては、当該期間
を経過していないもの）の出産に際しての当該学
校又は施設の教職員の職務を補助させるためと
した臨時的任用に係る任用の期間については、
なお従前の例による。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)
第十三条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「出産前六週間」の下に「（胎妊娠の場合にあつては、十週間）」を加え、

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 出産後六週間を経過する日がこの法

2 この法律の施行前に出産後社会福祉施設の営

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

九七二

務に従事するに至つた女子である被共済職員で、この法律の施行の際出産後六週間を経過していないものについては、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(家内労働法の一部改正)

第十五条 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十条第二項及び第二十一条第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に改める。

第二十三条中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

附則第二条第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 職業安定法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち、労働省設置法第十条第一項及び第二項の改正規定(同条第一項に係る部分に限る。中「第三十一号、第三十二号」を「第三十号、第三十一号」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第七条の二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

第十六条第一項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局」に改める。

第十七条第二項中「労働大臣」を「都道府県労働局長」に改める。

第十八条中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局」に改める。

第三十三条第二項及び第三十四条第一項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

附則第十条中「都道府県労働基準局長」の下に「都道府県婦人少年室長」を加える。

附則第十四条中「及び地方家内労働審議会」を「地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十七条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三十号の次に次の一号を加える。

第三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の施行に関することその他の勤労青少年の福祉に関すること。

第四十条第三十一号中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に、「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三十二号を「第三十号、第三十一号」に改める。

増進に関する法律」に改め、同条第三十二号を次のように改める。

第三十二 削除

第四十条第三十四号中「前三号」を「第三十一号及び前号」に、「婦人及び年少労働者」を「婦人労働者」に改める。

第五十条第四十一号中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第九号第一項中「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十号の二、第三十一号、第三十三号」に、「その他婦人及び年少労働者」を「その他婦人労働者」に改める。

第十号第一項中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二十四号の二の二中「船員に係る勤労婦人福祉対策基本方針」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)に基づいて、船員に関して女子労働者福祉対策基本方針及び事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第五十七号第一項中「勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第百十三号)」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

十七年法律第百十三号)を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「基く」を「基づく」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(附則)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況等を調査し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会閣法第八三三号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近年、女子の雇用をめぐる諸情勢が著しく変化していること等にかんがみ、及び我が国が署名した女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進する等の見地から、雇用に係る事項に関する男女の均等な取扱いについての事業主の責務、当該取扱いをめぐる紛争の解決のための措置等を定めるとともに、労働基準法による女子労働者の労働時間等の規制

の緩和及び母性保護に関する措置の充実等を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 勤労婦人福祉法の改正

(一) 法律の題名を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、目的、基本的理念等について所要の改正を行うものとする。

(二) 事業主は、労働者の募集、採用、配置及び昇進について、女子と男子を均等に取り扱うよう努めなければならないものとする。とともに、労働大臣は、必要と認めるときは、これらの事項に関する指針を定めることができるものとする。

(三) 事業主は、労働省令で定める教育訓練及び福利厚生措置並びに定年、退職及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、差別的取扱いはしてはならないものとする。

(四) 事業主は、配置、昇進及び(三)の事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、労使により構成される苦情処理機関にその処理をゆだねる等自主的な解決を図るよう努めなければならないものとする。

(五) 都道府県婦人少年室長は、労働省令で定める男女の均等な取扱に関する紛争について、関係当事者からその解決の援助を求められた場合には、必要な助言、指導又は勧告をすることができるものとする。

(六) 都道府県婦人少年室長は、(五)の紛争(募集及び採用に関するものを除く。)について、関係当事者から調停の申請があつた場合で必要と認めるとき(関係当事者の一方から申請があつた場合には、他の関係当事者の同意を得たときに限る。)は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

(七) 都道府県婦人少年室に、学識経験者三人をもつて組織する機会均等調停委員会を置くものとする。

(八) 事業主は、妊娠、出産又は育児のため退職した女子に対し、再雇用特別措置等を実施するよう努めるものとする。ともに、国は女子労働者の就業に関する援助の措置等を行うものとする。

(九) 労働大臣又は都道府県婦人少年室長は、この法律の施行に関し必要と認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとする。

2 労働基準法の改正

(一) 工業的事業に従事する満十八才以上の女子について、時間外労働に関する現行の一日二時間の制限を廃止するものとする。ともに、非工業的事業に従事する満十八才以上の女子について、時間外及び休日労働の規制を命令で定める範囲内において緩和するものとする。

(二) 命令で定める管理職及び専門職については、満十八才以上の女子の時間外及び休日労働の制限を廃止するものとする。

(三) 次の各号に該当する満十八才以上の女子

について、深夜業を認めるものとする。

ア 命令で定める管理職及び専門職イ 業務の性質上深夜業が必要とされる業務に従事する命令で定める短時間労働者ウ 命令で定める事業に従事する者であつて、使用者への申出に基づき、行政官庁の承認を受けたもの

四 臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する満十八才以上の女子について、坑内労働を認めるものとする。

五 使用者は、妊娠婦を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないものとする。とともに、これらの業務のうち、女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務については、妊娠婦以外の女子についても就業を制限するものとする。

六 産前休業を多胎妊娠の場合十週間に、産後休業を八週間(うち強制六週間)に延長するものとする。ともに、妊娠婦が請求した場合に、時間外労働、休日労働又は深夜業を禁止するものとする。

七 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならないものとする。

八 帰郷旅費の使用負担の制度は、満十八才以上の女子については、廃止するものとする。

九 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、昭和六

十一年四月一日から施行するものとする。

(一) 機会均等調停委員会の設置に伴い、地方労働基準審議会及び地方職業安定審議会を統合して地方労働審議会とするものとする。

(二) その他必要な経過措置を定めるとともに、健康保険法等の関係法律について所要の改正を行うものとする。

(三) この法律による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び労働基準法の女子に関する規定について、この法律の施行後適当な時期において、必要があるとき、検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

最近における女子の雇用情勢の著しい変化にかんがみ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が促進されるよう、事業主の責務等に関する措置を講ずるとともに、労働基準法の女子保護規定の見直し等を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

昭和六十年五月十四日

社会労働委員長 戸井田三郎

衆議院議長 坂田 道太

道路交通法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十年三月五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一條の三」を「第七十一條の五」に、「第百二十八條・第百二十九條」を「第百二十八條・第百二十九條の二」に改める。

第二十條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第三十四條第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加え、同条の付記中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分(一方通行となつて道路にあつては、道路)に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路(以下この項において「多通行帯道路」という。)

において右折するとき(交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。)は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中

央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

第三十五條第一項中「軽車両」の下に「及び右折につき原動機付自転車が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車」を加え、同条第二項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第四十一條の二第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十一條第六項中「を通知する等すみやかに」を「並びに当該車両を速やかに引き取るべき旨を告知し、その他」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「又は前二項に規定する」を「第五項又は第六項の規定による」に、「負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する」を「負担とする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 警察署長は、第五項後段の規定により保管した車両につき、前項後段の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するとき、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができ

る。

8 警察署長は、前項の規定による車両の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該車両を廃棄することができ

る。

9 第七項の規定により売却した代金は、売却に

要した費用に充てることができる。

第五十一條に次の七項を加える。

11 警察署長は、前項の規定により運転者等又は所有者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならない。この場合において、納付すべき金額は、同項に規定する費用につき実費を勘案して都道府県規則でその額を定めたときは、その定められた額とする。

12 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

13 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金を納付しないときは、警察署長は、国税滞納処分の例により、負担金を徴収することができ、この場合における負担金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

14 納付され又は徴収された負担金は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

15 第六項後段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第五項後段の規定により保管した車両(第七項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

16 警察署長は、第七項の規定による車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。)の売却、第八項の規定による車両

の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を運輸大臣又は同法第百五條第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

17 第五項後段及び第六項から第十五項までの規定は、第五項後段の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第六項中「又は使用者」とあるのは「占有者その他当該積載物について権原を有する者」と、第七項中「前項後段」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は前項後段」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、第十項中「第二項、第三項、第五項又は第六項の規定による車両の移動」とあるのは「第五項後段又は第六項の規定による」と、「運転者等又は所有者等」とあるのは「所有者等」と読み替へるものとする。

第六十二條中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削る。

第七十一條第五号の三中「次条」を「第七十一條の五」に、「つけた」を「付けた」に改め、同号を同条第五号の四とし、同条第五号の二の次に次の一号を加え、同条の付記中「第五号の三」を「第五号の四」に改める。

五の三 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車若しくは原動機付自転車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車若しくは原動機付自転

車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。

第七十一条の二を次のように改める。

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 自動車の運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている座席ベルト(以下「座席ベルト」という。)を着用し、疾病等のため座席ベルトを着用することが適当でない者が自動車を運転するとき、第三十九条第一項に規定する緊急自動車の運転に従事する者が当該自動車を運転するとき、その他の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 自動車の運転者は、座席ベルトを着用しない者を運転者席の横の乗車装置(当該乗車装置につき座席ベルトを備えなければならないこととされているものに限る。以下この条において同じ。)に乘車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病等のため座席ベルトを着用させることが適当でない者を当該乗車装置に乘車させるとき、その他の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 自動車の運転者は、他の者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置に乘車させて自動車を運転するときは、その者に座席ベルトを着用させるように努めなければならない。

第七十一条の三第二項中「かぶつて」を「かぶらないで」、「運転するように努めなければならない」を「運転してはならない」に改め、同条第三項中「この項」を「この条」に改め、同条第四項を同条

第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条の付記中「第三項」の下に「及び第四項」を加える。

4 第八十四条第三項の自動二輪車免許を受けた者で、当該自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達しないもの(当該免許を受けた日以前六月以内に自動二輪車免許を受けていたことがある者その他の政令で定めるものを除く。)は、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならない。

第四章第一節中第七十一条の三の次に次の二条を加える。

(初心運転者の受講義務)

第七十一条の四 第八十四条第二項の第一種運転免許を受けた者で、当該第一種運転免許を受けていた期間が一年に達しないもの(当該免許を受けた日以前六月以内に第一種運転免許を受けていたことがある者その他の政令で定めるものを除く。)は、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為(政令で定める軽微なものに限る。)をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなる場合において、公安委員会から第八十八条の二第一項第一号に規定する講習を行う旨の通知を受けたときは、当該講習を受けなければならない。

(初心運転者標識の表示義務)

第七十一条の五 第八十四条第三項の普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達しないもの

(当該免許を受けた日以前六月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者その他の政令で定めるものを除く。)は、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

(罰則) 第二百一十一条第一項第九号の三、同条第二項

第七十四条の二第八項中「第八十八条の二第一項第一号」を「第八十八条の二第一項第二号」に改める。

第七十五条の十第二項を削り、同条の付記中「第一項については」を削る。

第八十一条第五項中「負担」とし、その費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する」を「負担とする」に改め、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 警察署長は、前項の規定により占有者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならない。

7 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

8 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金を納付しないときは、警察署長は、国税滞納処分の例により、負担金を徴収することができる。この場合における負担金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

9 納付され又は徴収された負担金は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

第八十二条第三項及び第八十三条第三項中「第六項」を「第十項」に改める。

第九十条第七項中「第八十八条の二第一項第一号」を「第八十八条の二第一項第三号」に改める。

第九十八条第四項中「第八十八条の二第一項第三号」を「第八十八条の二第一項第四号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百一条の三中「第八十八条の二第一項第四号」を「第八十八条の二第一項第五号」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

第一百三条第九項中「第八十八条の二第一項第二号」を「第八十八条の二第一項第三号」に改める。

署の属する都道府県の収入とする。

第八十二条第三項及び第八十三条第三項中「第六項」を「第十項」に改める。

第九十条第七項中「第八十八条の二第一項第一号」を「第八十八条の二第一項第三号」に改める。

第九十八条第四項中「第八十八条の二第一項第三号」を「第八十八条の二第一項第四号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百一条の三中「第八十八条の二第一項第四号」を「第八十八条の二第一項第五号」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

第一百三条第九項中「第八十八条の二第一項第二号」を「第八十八条の二第一項第三号」に改める。

第一百八条の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「こえない」を「超えない」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第七十一条の四に規定する第一種運転免許を受けた者で、同条に規定する行為が同条の政令で定める基準に該当することとなるものに対する講習

第一百十条の二第三項中「第二十三条」の下に、「第三十四条第五項」を加える。

第一百十二条第四項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前各項」に、「一件について三千円、前項の手数料の額は講習一時間について千円を超えない範囲内で」、「実費を勘案して」に改める。

第一百十三条第一項中「警察署長が行なう」を削り、「許可について」を「規定による許可又は第七

十八条第五項の規定による許可証の再交付を受けようとする者から」に、「千円をこえない範囲内で、」を「実費を勘案して」に改める。

第百十九条第一項第十二号の四中「第一項を削る。」

第百二十条第一項第二号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第九号中「第五号の三」を「第五号の四」に改め、「第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第百二十一条第一項第五号中「第二項、第三項若しくは第四項」を「から第五項まで」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の二(初心運転者の遵守事項)」を「第七十一条の五(初心運転者標識の表示義務)」に改める。

第九章第三節中第百二十九条の次に次の一条を加える。

(期間の特例)

第百二十九条の二 第百二十八条第一項及び前条第一項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

別表中「第五号の三」を「第五号の四」に改め、「第七十一条の三第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則

1 この法律は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第百二十八条・第百二十九条)を「第百二十八条」第百二十九条の二に改める部分に限る。及び第百二十九条の次に一条を加える改正規定 この法律の公布の日

二 第五十一条、第六十二条、第八十一条、第八十二条第三項及び第八十三条第三項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第七十一条の三の次に二条を加える改正規定(第七十一条の四に係る部分に限る。) 昭和六十一年一月一日

四 第七十一条の三第二項の改正規定 この法律の公布の日から起算して一年を経過した日

五 その他の規定 この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 前項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第五十一条第五項後段の規定により保管されている車両で当該車両につき同条第六項後段の規定による公示がされているものについては、同号に定める日に、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第五十一条第六項後段の規定による公示があつたものとみなす。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法第五十一条第五項後段の規定により保管されている車両に積載物があつた場合における当該積載物は、新法第五十一条第十七項において準用する同条第五項後段の規定により保管された積載物とみなす。

4 この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それらなお従前の例による。

5 この法律の各改正規定の施行前にした反則行為については、新法第百二十五条及び別表の規定にかかわらず、それらなお従前の例による。

定にかかわらず、それらなお従前の例による。

理 由

最近における道路交通の实情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するため、座席ベルトの装着及び乗車用ヘルメットの着用に関する規定その他運転者の義務に関する規定を整備するとともに、原動機付自転車の右折方法に関する規定を整備し、あわせて違法駐車車両に関する措置の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における道路交通の实情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 原動機付自転車の右折方法に関する規定の整備

原動機付自転車は、道路標識等により指定されている道路及び三以上の車両通行帯が設けられている道路において右折するとき(信号機等により交通整理の行われている交差点で右折する場合に限る。)は、軽車両の二段階右折方法によらなければならないこととする。

2 違法駐車車両に関する規定の整備

違法駐車車両の移動保管後の規定を設けることとする。とともに、所有者の氏名が不明である場合等においては、公示後六月をもつて、その所有権を都道府県に帰属させる等所要の措置を講ずることとする。

なお、保管費用等の徴収手続には督促規定がないので、これを明文化するほか、違法工作物の除去費用等の徴収手続に關しても同様の改正を行うこととする。

3 運転者の遵守事項に関する規定の整備

(一) 運転者は、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で自動車等を急発進させること等をしてはならないこととする。

(二) 運転者は、座席ベルトを装着しないで、及び助手席同乗者に座席ベルトを装着させないで、自動車を運転してはならないこととする。

(三) 運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならないこととし、自動二輪車免許を受けて一年に満たない者は、二人乗りをしてはならないこととする。

(四) 初心運転者のうち、法令違反を犯し、一定の基準に該当することとなつた者は、都道府県公安委員会の行う講習を受けなければならないこととする。

その他
手数料に関する規定及び期間に関する規定を整備するとともに、本法改正に伴い、必要な規定の整備をすることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における道路交通の事情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するための措置として、妥当なものとの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十年五月十五日

交通安全対策特別委員長 小川新一郎
衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、本法が国民の日常生活に密接したものであることにかんがみ、その趣旨の周知徹底を図るとともに、特に次の事項について留意すべきである。

一 座席ベルトの効果と正しい着用方法の広報活動及び締め易い座席ベルトへの改善指導を行う等着用率向上のための施策の推進に努めるとともに、助手席同乗者の着用義務に対する運転者の責務については弾力的運用を図ること。

二 一般道路における座席ベルトの非着用に対する行政処分点数の付加については、一般道路における着用率がおおむね過半数に達した段階で実施に移すよう配慮すること。

なお、ベルト着用率の推進状況を適宜当委員会に報告すること。

三 座席ベルト着用義務化に伴う除外対象について

ては、運転者の利便を考慮し、業務及び日常生活に支障を来さぬよう、その範囲及び取締り対象道路について弾力的な運用を行うよう留意すること。

四 今回の法改正による取締り規定の運用、特に、空ふかしによる騒音禁止及び初心の自動二輪運転者の二人乗り禁止規定の運用に当たつては、公平性を保ち、いやくも取締りのための取締りに偏することのないよう、現場警察官への教育、指導に周到的配慮をすること。

五 違法駐車車両の移動、保管後の措置については、国民の財産権の侵害にならないよう、所有権者等の調査の徹底及び車両価額の評価、売却等の手続に当たつて慎重ならえにも慎重を期すること。

六 交通事故とりわけ営業用貨物自動車、営業用乗用自動車の事故抑止のため、過積載、過労運転等に対する施策を強力に推進すること。

七 自動車交通の伸張にかんがみ、道路交通の安全と円滑を図り、快適な交通環境を確保するため、引き続き交通安全施設等整備事業を計画的に推進すること。

右決議する。

衆議院会議録第二十三号中正誤

ハシ 段行 誤 正

ハ三 四 元 目的 目的

衆議院会議録第二十五号中正誤

ハシ 段行 誤 正

ハ二 二 六 百五十間 百五十日間

昭和六十年五月十七日 衆議院會議録第二十八号

九七八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二(大代)
〒 105

定価
一〇〇円部